

オンライン予約および会員登録サービス 利用・会員規約

当オンライン予約および会員登録サービス（以下「当サービス」といいます）は、会員の契約を締結した者（以下、「会員」といいます）に対して提供する各種サービスの内容、会員が遵守しなければならない事項、その他会員契約に基づく権利義務の具体的内容を明らかにするため、以下のとおり規約を制定します。この規約は、特に書面で別段の定めをしない限り、当ゴルフ場および第7条1項にある当サービスの運営・管理会社（以下「サービス管理会社」という）と会員との間での契約の内容をなすものです。会員契約の締結のお申し込みにあたっては、この規約の内容をよく読み、その内容を理解した上で、お申し込みください。

（入会申込）

1. 当会員への入会を希望する者（以下「入会希望者」といいます）は、以下に定める各事項をいずれも承諾いただいた上、入会をお申し込みください。
 - (1) 本規約を熟読し、その内容を理解し、その内容に拘束されることを承諾した上で、入会の申込を行うこと。
 - (2) 氏名、電話番号、電子メールアドレス、その他入会のために必要なものとして会員登録画面において当ゴルフ場およびサービス管理会社が定める事項について、正確な内容を当ゴルフ場・サービス管理会社に届け出ること。

（入会申込の完了）

2. 入会申込は、当サービスの入会申込用フォームを利用して行ってください。入会希望者は、これらに、自ら必要事項を入力または記入してください。

（入会希望者が未成年である場合）

3. 入会希望者が未成年である場合には、入会希望者は、前項に加えて、入会の申込にあたっては、当ゴルフ場およびサービス管理会社が定めるところに従って、親権者等法定代理人の同意を得たことを証明する書面その他必要書類を提出しなければなりません。

（契約の成立）

4. 会員契約は、第1項の入会申込に対して当ゴルフ場およびサービス管理会社が入会を承諾したときに成立します。ただし、当ゴルフ場およびサービス管理会社は、入会希望者が以下に掲げる事由の何れかに該当することが判明した場合、入会希望者の入会を承諾しないことがあります。入会をお断りする場合、その理由は申し上げます。予めご了承ください。
 - (1) 入会希望者が実在しない場合
 - (2) 入会希望者がすでに会員になっている場合
 - (3) 入会希望者が過去に本規約違反等により、会員資格を停止され、または、抹消されている場合
 - (4) 入会希望者が申し込みの際に当ゴルフ場およびサービス管理会社に届け出た事項に、虚偽、誤記または記入の間違いがあった場合
 - (5) 入会希望者が未成年者か、後見開始または保佐開始の審判を受けており、会員登録申し込みの際に法定代

理人または成年後見人もしくは保佐人の同意等を得ていない場合

(6) 入会希望者が第 15 項に定める退会事由の何れかに該当する場合

(7) その他、入会希望者を会員とすることを不適切と当ゴルフ場およびサービス管理会社が独自の裁量に基づき判断した場合

(届け出事項の変更等)

5. 会員は、入会申込の際に当ゴルフ場およびサービス管理会社に届け出た事項に変更のあった場合は、遅滞なく、当ゴルフ場およびサービス管理会社が定める方法により、その旨を届け出なければなりません。ただし、戸籍法に基づく氏名の変更またはサービス管理会社が特に承認した場合を除いて、登録された氏名の変更を行うことはできません。

(当サービスの利用)

6. 会員は、本規約に定めるところに従って、当サービスを利用することができます。ただし、サービスの利用に当たっては、本約款及び当ゴルフ場およびサービス管理会社が定める諸規則に従うものとします。

(当サービスの内容)

7. 当サービスの種類は、次の各号に掲げるものとします。

当ゴルフ場およびサービス管理会社は、提供するサービスについて、随時、会員に対して予告することなく、その種類を追加若しくは削除し、または、その内容を変更することがあります。

- (1) 当ゴルフ場、および当サービスの運営・管理を行う株式会社バリューゴルフによる照会サービス
- (2) 当ゴルフ場・サービス管理会社による予約申込代行サービス
- (3) 当ゴルフ場・サービス管理会社におけるクーポン・優待サービス
- (4) 当ゴルフ場・サービス管理会社におけるポイントサービス
- (5) 当ゴルフ場・サービス管理会社・当社提携企業からのメール・ダイレクトメール送信

また会員が提携ゴルフ場のウェブサイト・サービス管理会社のコールセンターにて規約を承諾して利用登録を行った場合には、株式会社バリューゴルフが提携するゴルフ場（以下「提携ゴルフ場」といいます）による閲覧・編集が可能となります。

(照会サービス)

8. 照会サービスの内容は、次の各号に掲げるとおりです。

(1) サービス管理会社は、運営するコールセンターにおいて、提携ゴルフ場を運営する者（以下「提携ゴルフ場運営主体」といいます）から提供を受けた、プレー料金、利用状況（予約可能時間）その他当該ゴルフ場の利用について予約申込を行うために必要な情報（以下「予約関連情報」といいます）、並びに、当該提携ゴルフ場及び当該提携ゴルフ場運営主体に関する情報（以下「コース等情報」といいます）を提供します。

(2) 会員は、電話でコールセンター（0120-172-372）にアクセスし、当ゴルフ場およびサービス管理会社が提供する前号の情報の提供を求め、または、提携ゴルフ場の利用等について相談、問い合わせ等を行うことができます。

(予約申込代行サービス)

9. 予約申込代行サービスの内容は、次の各号に掲げるとおりです。

(1) 会員は、WEBサイト及び電話でコールセンターにアクセスしサービス管理会社が提供する予約関連情報及びコース等情報を参考にし、当該提携ゴルフ場の利用について予約申込を行うことができます。予約申込にあたって、会員はサービス管理会社が定める必要事項の全てについて、正確な情報を提供しなければなりません。必要事項の全部若しくは一部の情報が提供されない場合、または、提供された情報が虚偽のものである場合、サービス管理会社は、予約申込の代行をお断りすることがあります。

(2) サービス管理会社は、速やかに、予約申込の内容及び当該会員から提供された情報を、当該提携ゴルフ場運営主体に伝達（転送）します。

(ポイント・クーポン・優待券サービス)

10. ポイント・クーポン・優待券サービスの利用において、会員は次の各号に掲げる事項を予め承諾しているものとします。

(1) ポイント・クーポン・優待券は当ゴルフ場・サービス管理会社・提携ゴルフ場において利用可能なものですが、その有効期限は会員に通告なく変更される場合があります。

(2) 当ゴルフ場・サービス管理会社・提携ゴルフ場に・ゴルフ練習場・ゴルフショップにおいて発行されたポイント・クーポン・優待券は、何ら金銭的価値を有せず、退会等の場合においても当ゴルフ場・サービス管理会社・提携ゴルフ場・ゴルフ練習場・ゴルフショップは発行されたポイント・クーポン・優待券に対して金銭的保証は行わないものとします。

(会員情報の取り扱い)

11. 会員情報の取り扱いは、以下の通りです。当ゴルフ場およびサービス管理会社は、会員が入会申込に当たって届け出た情報、並びに、利用するに当たって届け出た情報及び利用に伴って発生した情報（以下、これらを合わせて「会員情報」といいます）を、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます）及び関係法令を遵守し、適正に取り扱います。

(1) 会員情報は、当ゴルフ場・サービス管理会社で共有し、当ゴルフ場・サービス管理会社により閲覧・編集が可能となります。

(2) 当ゴルフ場・サービス管理会社から、会員に対し許可なくメール、ダイレクトメール等の送付が行われません。

(3) 当ゴルフ場とサービス管理会社が当サービスにおける提携を終了した場合、会員情報は当ゴルフ場に提供され、提携終了後もメール、ダイレクトメール等の送付が行われることがあります。

(承諾事項)

12. 会員は、当サービスを利用するにあたり、次の各号に掲げる事項を予め承諾しているものとします。

(1) 当サービスが提供する予約関連情報及びコース等情報は、いずれも当ゴルフ場運営主体からサービス管理会社に提供されたものを、そのまま提供するにすぎません。したがって、これらの情報の内容の正確性・真実性に関しては、専ら当ゴルフ場運営主体がこれを担保する責任を負い、この点に関し、サービス管理会社は、一切責任を負いません。

(2) 当ゴルフ場および提携ゴルフ場の利用等に関し、会員との契約の当事者となるのは、あくまで当ゴルフ場

とその運営主体、および提携ゴルフ場です。サービス管理会社は、あくまでも提供された情報を会員に対して提供し、または、会員からの予約申込その他の情報を当ゴルフ場および提携ゴルフ場に伝達するにすぎません。したがって、当ゴルフ場および提携ゴルフ場を利用することができるか否か、利用できる日時、プレー料金等は、全て、当ゴルフ場および提携ゴルフ場運営主体と予約申込を行った会員との間の合意（契約）によって決定されます。サービス管理会社は、会員からの予約申し込みを受け、当ゴルフ場および提携ゴルフ場の運営主体に伝達するにとどまるものであり、会員からの予約申込に対して承諾する立場にはありません。

(3) 当ゴルフ場および提携ゴルフ場が利用者に提供するサービスの内容・品質等に関しても、専ら当ゴルフ場および提携ゴルフ場運営主体がこれを担保する責任を負い、この点に関しては、サービス管理会社は、一切責任を負いません。また、会員と当ゴルフ場・提携ゴルフ場運営主体との間で生じるトラブル、紛争もしくは苦情、また会員が被ることのある損害については、会員は契約当事者である当ゴルフ場および提携ゴルフ場会社との間で解決するものとし、サービス管理者は、これらについて何ら責任を負いません。

(4) 当ゴルフ場およびサービス管理会社は暴力団、暴力団関係企業・団体もしくはこれに類する反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）および反社会的勢力の構成員またはその関係者（以下「反社構成員等」といいます）との関係を遮断しており、反社会的勢力および反社構成員等が本サービスを利用することをお断りしております。このため、会員は、反社会的勢力および反社構成員等ではないことを表明し、保証したうえで本サービスを利用するものとします。

(会員契約の終了)

13. 次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該会員と当ゴルフ場・サービス管理会社との間の会員契約は、将来に向かって終了します。予めご了承ください。

- (1) 会員が死亡した場合
- (2) 会員が当ゴルフ場・サービス管理会社に会員契約を解約（退会）する旨を申し出た場合
- (3) 会員が当ゴルフ場・サービス管理会社より退会命令を受けた場合
- (4) 当ゴルフ場・サービス管理会社が会員サービスの提供そのものを中止した場合

(退会の申し出)

14. 会員が退会を申し出ようとする場合、当ゴルフ場およびサービス管理会社が定めるところに従い、退会届を作成し、これに必要書類を添えて提出しなければなりません。

(退会命令・会員資格停止)

15. 会員について次の各号に掲げる事由が1つでも生じたときは、当ゴルフ場およびサービス管理会社は、当該会員に対し、退会を命じ、あるいは、一定期間会員資格を停止することができます。会員資格を停止されている間は、当該会員は、当ゴルフ場およびサービス管理会社が提供するすべてのサービスを利用することはできません。

- (1) 入会申込、サービスの利用等にあたって当ゴルフ場およびサービス管理会社に対して提供した情報が虚偽であったことが判明したとき。
- (2) 規約に定める内容（本規約において引用するものを含みます）に違反する行為を行い、当ゴルフ場およびサービス管理会社よりその是正を求められたが、直ちにこれに応じなかったとき。
- (3) ケンカ、他の会員とトラブルを生じたとき。

(4) 前号のほか、他の会員または提携ゴルフ場の迷惑となるおそれがあると判断されるとき。

(5) 当ゴルフ場もしくは当ゴルフ場の従業員（役員を含みます）または提携ゴルフ場若しくは提携ゴルフ場運営主体の名誉ないし信用を毀損する言動を行ったとき。

(会員サービスの提供の停止または中止)

16. 機器の故障、新たな法律の制定、関係法令の改廃、社会情勢の変化、新たなサービスの拡充または縮小、その他諸般の事情により、当ゴルフ場およびサービス管理会社は、会員に対して予告することなく、サービスの提供を一時停止し、あるいは、その提供そのものを中止することがあります。これらにより、万一会員が損害を被ることがあっても、当ゴルフ場およびサービス管理会社は、その損害を賠償する責任を負いません。

(免責)

17. 当サービスの利用に関連して会員の業務に支障等が生じ、会員が損害その他の不利益（以下、「損害等」という）を被ることがあっても、当ゴルフ場・サービス管理会社は、理由の如何を問わず、当該会員に対し、その損害等を賠償若しくは填補する責任を負わないものとします。

(会員情報の利用目的)

18. 当ゴルフ場・サービス管理会社は、取得した会員情報は、会員に対するサービスの提供のために利用するほか、当ゴルフ場・サービス管理会社による次に掲げる目的のためにこれを利用します。予めご了承ください。

(1) 会員に対する連絡ないし通知

(2) 会員に対する催物の案内の送付

(3) サービスに関する情報について、郵便または e-mail により、いわゆるダイレクトメールを送付すること

(4) 宣伝のための印刷物の送付

(5) 当該会員情報の取得に当たって、当サービスが利用目的として特に明示した事項

(協力事業者に対する提供)

19. 当ゴルフ場・サービス管理会社は、取得した会員情報を、当サービスを提供するために必要な範囲で、当ゴルフ場・サービス管理会社と協力関係にある法人、配送業者その他の事業者（以下、「協力事業者」といいます）に提供します。予めご了承ください。

(受託業者に対する提供)

20. 会員情報の取り扱いの全部または一部を第三者に委託する場合には、当ゴルフ場およびサービス管理会社は、委託に係る事務の処理に不可欠な範囲で、会員情報を当該第三者に提供することがあります。予めご了承ください。

(第三者への提供)

21. 前項のほか、特定の個人が識別可能な会員情報については、当ゴルフ場・サービス管理会社は、これを第三者に提供しません。ただし、以下に掲げる場合は、この限りではありません。

- (1) 情報開示について会員の同意がある場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、会員の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関、地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、会員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(データベースの作成)

22. 当ゴルフ場・サービス管理会社は、取得した会員情報をもとにデータベースを作成し（以下、会員情報によって構成されるデータベースを「会員 DB」といいます）、これを厳重に管理します。

(会員情報の開示等)

23. 当ゴルフ場・サービス管理会社は、データベースに含まれる会員情報について、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるほか、開示、訂正等及び利用停止等に関して個人情報保護法に定められている内容を遵守します。

(会員情報に関する安全管理)

24. 前項に定めるほか、当ゴルフ場・サービス管理会社は、取り扱う会員情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の会員情報の安全管理のために必要かつ適切な組織的、物理的ないし技術的な措置を講じます。

(当ゴルフ場およびサービス管理会社から会員に対する通知等)

25. 本規約の定めに基づく当ゴルフ場およびサービス管理会社の会員ないし入会希望者に対する通知は、当ゴルフ場・サービス管理会社が入会申込にあたって会員が届け出た当該会員ないし入会希望者の e-mail アドレスに宛てて、通知すべき書面を送信することをもって足りるものとします。当ゴルフ場およびサービス管理会社が、会員ないし入会希望者より、入会に当たって届け出た上記の事項に変更が生じた旨の通知を受けたときは、通知すべき書面の発送は、変更後の e-mail アドレスに宛てて行います。

(合意管轄)

26. 当ゴルフ場・サービス管理会社と会員間の会員契約その他本規約に基づく権利義務に関する紛争については、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

(規約の改定)

27. 新たな法律の制定、関係法令の改廃、社会情勢の変化、会員に対するサービスの拡充または縮小、その他諸般の事情により、当ゴルフ場・サービス管理会社は、会員に対して予告することなく、本規約の内容の一部を変更し、または、本規約を廃止して新たな規約を制定することがあります。内容の変更または新たな規約の制定後は、専ら、変更後の規約の内容または新たに制定された規約が適用されます。